

2020年は志木市制50周年です

SHIKI

今回の定例会



議会だよりしき No.189 2020.8.1

6月定例会等の情報をお伝えします

特集 新しい議会構成	P 2~3
一般質問	P 4~10
議案等一覧及び審議結果	P 10~11
議会からのお知らせ	P 12



やっぱりお外で遊ぶのは気持ちいいね! (いろは親水公園)



新しい議会構成が決まりました

令和2年第1回臨時会（令和2年4月23日開催）において、新しい議会の構成が決まりましたので、お知らせします。

副議長（第29代）

西川 和男



- （主な経歴）
- ・第27代議長
 - ・総務常任委員会委員長
 - ・市民文教都市常任委員会委員長

議長（第30代）

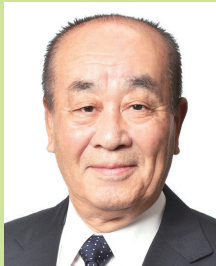
安藤 圭介



- （主な経歴）
- ・総務厚生常任委員会委員長
 - ・議会運営委員会委員長

監査委員

鈴木 潔



- （主な経歴）
- ・第19・23代議長
 - ・議会運営委員会委員長
 - ・文教福祉常任委員会委員長

就任あいさつ

平素より、志木市議会に対しましてあたたかいご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先の任期満了（令和2年4月22日）に伴う、志木市議会の改選後の臨時会におきまして、私たちは、議員各位のご推挙により、議長、副議長並びに監査委員の職に就任いたしました。志木市の明るい未来のため、円滑な議会運営と市政発展に努め、全力を傾注してまいります。

さて、志木市議会では、平成29年12月に議会業務継続計画（議会BCP）を策定し、昨年10月に発生した台風第19号災害時には、議員が8避難所地域に分かれ、市災害対策本部との連携を図りながら、議会として災害支援に協力しました。

また、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症対策として、災害時も議会の機能を維持するために、オンライン会議を議会運営委員会にて実施しています。

一方、志木市でも、未だに長引く新型コロナウイルス感染症対策として、国の特別定額給付金の迅速な給付事務や子育て世帯への臨時特別給付金の支給、中小企業や市内事業所に対する独自の支援補助、水道料金の基本料金の減額などの政策を実施し、市民の皆様が志木市で安心して過ごせるように努めております。

私たち議員は、市民の皆様の負託と期待に十分に答えられるよう、皆様の声を真摯に傾聴し、信頼される議会活動並びに議員活動を行ってまいります。

今後とも市議会に対し、一層のあたたかいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新しい委員会委員も決まりました

議会運営委員会

議会が円滑に運営されるように、本会議が開かれる前に話し合いや、会議規則や委員会条例の改正などについて審査します。



(右より)

吉澤富美夫 委員
今村弘志 副委員長
鈴木 潔 委員長
河野芳徳 委員
与儀大介 委員

総務厚生常任委員会

一般会計のうち歳入、議会事務局、総合行政部、総務部、福祉部、子ども・健康部、市長公室、会計課、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公平委員会に関する事項、及び市民文教都市常任委員会に属さない事項について審査します。



(後列右より)

阿部竜一 委員
与儀大介 委員
西川和男 委員

(前列右より)

鈴木 潔 委員
河野芳徳 委員長
吉澤富美夫 副委員長
天田いづみ 委員

市民文教都市常任委員会

市民生活部、都市整備部、教育委員会、農業委員会、上下水道部に関する事項について審査します。



(後列右より)

水谷利美 委員
岡島貴弘 委員
多田光宏 委員

(前列右より)

安藤圭介 委員
今村弘志 委員長
岩下 隆 副委員長
古谷 孝 委員

一般質問

一般質問とは？

皆さんの生活にかかわる大切な内容について、市議会議員が市に対して質問を行います。6月定例会では、13人の議員がさまざまな質問をしました。



天田いづみ
リベラル市民21

教育課程の編成について

◎天田いづみ議員

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために学校の臨時休業の期間が長くなり、児童・生徒の心身のケアは非常に重要と考えるが、その点についてはどのように対応しているのか。

また、休業の影響で授業日数が少なくなり、指導と評価の一体化について、どのように運用していくのか。

本市ではスマート教員や少人数指導体制を構築しているが、今後その部分については、どのように学校に対し支援をしていくのか、ご所見を伺う。

◎教育長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業が3か月続いたことから、各学校において、児童・生徒一人ひとりの心身の状況や学習進度、定着度を把握し、きめ細かな対応をしていく必要があると認識している。

登校への意欲が湧いてこない、不登校傾向にあった児童・生徒及びその保護者へは、学級担任等から定期的に連絡を取ることに加え、スクールカウンセラー等による支援など、関係教職員がチームとして組織的に対応するよう各学校に指導している。

また、本年度指導予定の学習内容は、昨年度未指導分も含め本年度中に指導を終了することを目指す計画を作成するよう各学校に指示し、夏期休業日や冬期休業日の期間を短縮することで、授業日数を確保できるように対応する。

評価も、評価の場面や方法を工夫して学習の過程や成果を適切に評価し、学習意欲の向上を図りつつ、資質・能力の育成に活かしていく。

さらに、児童・生徒が学んだ内容を確実に理解できるようにスマート教員や県の加配教員等を活用したきめ細やかな指導計画の作成についても、各学校に指導している。

今後、各学校が地域の状況を踏まえつつ、児童・生徒の発達段階や心身の状況に配慮した教育活動を続けていくよう、教育委員会として適切な支援を続けていく。

その他の質問項目

- 生活困窮者への支援について
- 公共施設マネジメントについて
- 定員管理計画第4期について
- 第8期介護保険事業計画について



吉澤富美夫
しきの会

避難所運営について

◎吉澤富美夫議員

新型コロナウイルスの影響で、密閉・密集・密接と言われる3密の回避や、マスクの着用、手洗い、消毒などをしていなければ通常の生活を送ることができない現状となっている。この状況の中、例えば地震や台風などの災害が起きた場合、本市はどう対応するのか。

もし、このまま明日にも災害があり、避難所を開設しなければならぬ事態になった場合、新型コロナウイルスが人により運ばれてくると、避難所はクラスター化し、避難所崩壊につながりかねない。

そこで、地域防災計画を見直し、感染症対策の運営マニュアルを記載すべきだと考える。また、避難所担当職員へ事前教育を実施し、関係機関と調整を行い、事前に準備を進めることで、市民の感染を予防し、クラスター化を防ぎ、安心して避難することができる。

のではないかと。

本市ではこのような状況下の中で、どのように避難所を準備し、開設していくのか、伺う。

◎総務部長

新型コロナウイルス感染症が世界中で蔓延し、日本では緊急事態宣言が解除されたものの、第2波、第3波の感染リスクが懸念されている。

本市では、避難所での感染拡大を防ぐ観点から、新型コロナウイルス感染症に伴う避難所運営方針を作成し、全職員へ周知を図った。

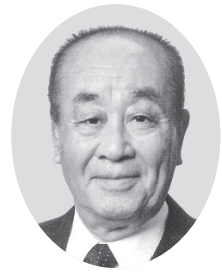
また、本方針は具体的な感染防止対策として、避難所での受付時に検温を行い、発熱の症状等が発症している方への専用スペースを確保することや、避難所内では十分な換気を行い、避難者間の距離を2メートル程度確保する。さらには、避難所内の密集を避けるために、あらかじめ小中学校の体育館に加え、教室等も避難所として使用できるように定めている。

今後も、新型コロナウイルス感染症に伴う避難所運営方針については、国や県の行動に注視しながら随時見直しをしていく予定である。

その他の質問項目

- いろいろは親水公園について

一般質問



鈴木 潔
しきの会

災害時の学校教育維持のための対策について

◎鈴木潔議員

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、学校の休業期間が3か月にも及び、このような状況がこれ以上継続すると、児童・生徒の学びの保障や心身の健康等に深刻な影響が生じることになると考える。

今回の臨時休業中の対応や今後災害などによって学校が休業した場合などのように対応するのか。また、今後オンラインでの授業の配信やその環境の整備、各家庭における端末の保有状況や通信環境の整備状況、またオンライン授業を受ける環境が整っていない児童・生徒にはどう対応していくか伺う。

◎教育長

災害時の学校教育維持のため、オンラインでのビデオ授業は有効であると考えられる。臨時休業中に作成した教材の動画の配信を行い、限定的ではあるが

一定の学習効果はあったと考えている。

また、各家庭のパソコン等の端末保有状況や無線LANなどの通信環境の有無などについて実態調査を行った結果、児童・生徒自身の端末があると答えた割合は約47%、家族で共有して使用できるパソコン等の端末があると答えた割合が約90%。また、オンライン動画を視聴するための無線LANなどの通信環境は約96%の家庭に通信環境が整っていることが分かり、多くの家庭で、オンラインによる家庭学習が可能ということも判明した。

一方で、約10%の児童・生徒がオンライン学習をするための端末がないこと、約4%の家庭において通信環境が整っていないこと、複数の兄弟がいる家庭での機器の準備ができないことなどの課題が浮き彫りとなった。

本市では既に学校無線LANネットワークが構築されているが、動画などの学習教材の使用や災害時における避難所開設時の通信環境の改善の観点からも、ネットワーク高速大容量化が重要であるため、整備を進めていく。

今後、新型コロナウイルス感染症の第2波や様々な災害により休業が長期にわたる場合を想定し、学校に登校できない状況でも、学校の端末やモバイルルーター等を貸し出すなど、全ての子どもへの学びを止めない環境づくりを進めていく。



河野 芳徳
しきの会

今後の財政について

◎河野芳徳議員

新型コロナウイルスが世界中で蔓延した影響で、今後、市の税収に影響が出てくるということは言うまでもなく、国も経済を立て直すために、史上最高額の予算を投じている。

直近の世界経済に影響があったリーマンショック時の市税について調べたところ、法人市民税と個人市民税ともに大きな減収となっており、今回も新型コロナウイルスにより、大きな影響があると考えられる。

市税が減収となっても、国から補填があることも承知はしているが、この国難の中で交付税等が補填されるのか、不安もある。

まずは、新型コロナウイルスの影響等で中止や縮小になった事業をいち早く見直し、予算の組み直しをするべきだと考える。

また、本年度も含め来年度の予算編

成に向けて、徹底した事務事業の見直しも進めていく必要があると考えますが、ご所見を伺う

◎市長

本市では、新型コロナウイルスによる市民の不安や負担の軽減を図るため、国の緊急経済対策と併せ水道の基本料金の減免や法人市民税均等割の減免など市独自の対策を講じてきた。市独自の対策の一部は、地方創生臨時交付金の対象となるものの、年度当初には、約9億円あった財政調整基金も、補正予算による取り崩し後、5億円を切るところまで減少している。

また、公共施設安心安全化基金も、残高は約26億円であるが、新庁舎建設をはじめ市民会館や市民体育館の更新も今後控えていることから、基金の確保も大変大きな課題である。

今回の影響により、中止、縮小となった事業のうち未執行となる経費は、優先されるべき事業への財源に振り替えるべく、その精査を現在指示している。社会情勢と市民ニーズに見合った事務事業となるよう徹底した見直しを行い、将来を見据えた規律ある財政運営に努めていく。

その他の質問項目

- ウェブヘルマークの活用について
- 市民の健康について



岩下 隆
しきの会

パブリックコメント制度について

◎岩下隆議員

私は「市政の主役は市民です！」を合言葉にしているが、12年前にできた志木市のパブリックコメント制度である「志木市意見公募手続制度」について伺う。平成30年度は4つの案件に対し意見は1件のみだったため、この制度の成果と課題について伺う。

また、もっと身近に市民が市政について意見を述べることができる、分かりやすい制度にすることはできないかと伺う。市民意識調査結果の概要から、市からの情報入手経路についてみると、ツイッター等のSNSからが、5年前の約2倍（2.4%→5.4%）となっているので、SNS等も活用して制度をより周知する取組を検討していただきたい。

◎市長公室長

志木市意見公募手続制度について

は、市の政策形成過程における市民参加の機会を確保するとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、平成20年度より制度を開始。以来、延べ300件を超える意見を頂戴した。平成29年度からは、より多くの意見を提出してもらえよう、電子申請届出サービスの運用を始めた。令和元年度は、3つの意見公募の案件に対して延べ52件の意見を頂戴したところであり、これらの意見を考慮し、計画や施策等の内容を充実させることで、市民との協働によるまちづくりの推進につなげてきた。

政策形成過程における市民参加の機会は、この意見公募制度だけではないため、必ずしも意見の多寡により市民参加の程度をはかるものではないが、意見公募手続の実施情報がより多くの市民の皆様へ届くよう周知する必要性は大きいにあるものと認識している。

SNSを活用した意見公募の周知については、スマートフォンを用いて情報を収集する方が多い中、若者層への情報発信としても有効な手段の一つであることから、早速、市公式ツイッターを活用した情報発信を行うよう担当部長と調整を進めていきたい。

その他の質問項目

●小規模企業振興に関する条例制定について

●防災の取組について



今村 弘志
公明党

医療施策の推進について

◎今村弘志議員

2016年には、42万人以上の女性が新たにがんと診察され、30代後半から40代では、男性よりも女性のがんの罹患率が高く、女性のがんをサポートする必要があるとされている。

アピアランスとは、外見を示す言葉である。脱毛（頭髪、まつげ、眉毛等）、皮膚や爪の変色、爪の変形、手術の傷跡など、治療によって起こる外見の変化や、患者の悩みに対処し、支援することをアピアランスケアと呼ぶ。

アピアランスケアは、今後がん患者の方々が仕事などで社会生活を送るために必要な支援策の一つとして大変重要になってくると考える。治療法や検査技術の進歩により、がん患者の5年生存率は10年ほど前に、53%から62%に伸びている。がんの生存率は改善し、がんが治った人や治療を受けながら仕事などの社会生活を営む人は、今後ま

すまず増えると考えられる。

本市におけるアピアランスケアの現状についてどのように考えているか、伺う。

◎子ども・健康部長

抗がん剤を初めとした薬物療法による外見の変化から、社会参加をしていく中でアピアランスケアは必要な要素であることは認識している。

埼玉県では、がんについて悩みを抱えた患者の方がいるような相談ができる、がん相談支援センターが県内に13か所設置されており、本市でもこうした悩みを抱える方に対し、心の相談窓口やまちなか保健室を活用した相談を実施している。

令和2年10月には、複合的な生活課題に対応するため、障がい者や高齢者など各制度運用にわたり専門的な相談支援を行う基幹福祉相談センターの開設が予定されており、その中においても相談体制を整えることができるよう連携を図っていく。

本市では、こうした相談体制を充実させることで、アピアランスケアの問題解決に向けた支援を行っていく。

その他の質問項目

●図書館の取組について

●eスポーツの取組について

●福祉施策の推進について

一般質問



阿部 竜一
公明党

埼玉県ケアラー支援条例における志木市の取組について

◎阿部竜一議員

本年3月31日に、埼玉県ケアラー支援条例が公布された。ケアラーとは、高齢、身体上、または精神上の障がいまたは疾病等により援助を必要とする親族、友人、その他身近な人に対して、無償で看護、日常生活の世話、その他の援助を提供する方をケアラーと言います。県条例では、18歳未満の方をヤングケアラーと定めている。

核家族化が進み地域社会が変わりつつある中、家族内での支え合いには限界があると考えます。特にヤングケアラーは、同世代とは全く異なる環境の中で生活することになり、十分に学ぶことができないなどの問題が発生する。そうした子どもたちを早期に見出し、支援するということは重要であると考えます。

ヤングケアラーだけでなく、ケアラーの方は7割が疲労、ストレスを抱

えているとの報告があり、介護により仕事を辞めなければならない、転職しなければならないなど、進学を諦めなければならないなど、自分の人生を介護中心にし、どう人生設計をしたらいいかわからないといった話も聞いている。埼玉県ケアラー支援条例は、ケアラーの孤立を防ぎ、地域全体で支えることを目指すものと理解するが、志木市として条例化を進め、事業化をするべきと思うが、考えを伺う。

◎福祉部長

本市でも、介護者相互の交流や情報交換の場を提供し、介護者の負担軽減や精神面での慰労を目的とした家族介護者交流事業を、志木市社会福祉協議会及び志木介護する人を支える会へ委託して実施している。

さらに、各高齢者あんしん相談センターでは、認知症カフェ事業を行い、認知症の方やそのご家族、専門職などが気軽に集まり、お互いの悩みの共有や情報交換を行うことができる集いの場を提供し、介護者が孤立することのないよう、地域で支える仕組みづくりに取り組んでおり、今後まずは埼玉県ケアラー支援条例に基づく施策をしっかりと進めていきたい。

その他の質問項目

●水害対策について



西川 和男
公明党

防災対策について

◎西川和男議員

新型コロナウイルスの流行により、災害時における避難所での集団感染の危険が高まる懸念されている。災害時、避難所での3密を避けるための環境改善として、個室を設置し、状況に応じては避難所における分散避難として、専用スペースやアルコール消毒液、液体石けん、非接触型体温計、マスク、ペーパータオルなどの衛生用品の確保を急ぐ必要がある。

避難イコール公的避難所に行くことばかりではなく、感染リスクを考え、状況によっては自宅避難、知人宅等への自主避難を周知することや、高齢者、障がい者のための宿泊施設との連携協力も必要となってくる。

早急に新型コロナウイルスにも対応した具体的な避難所運営マニュアルの作成を進め、複合災害に対応した、新たな避難のあり方のガイドラインを示

してほしいと思うが、ご所見を伺う。

◎総務部長

新型コロナウイルス感染症対策として災害時に避難所を開設する場合、3密の条件が重なる場所になりやすいと懸念していることから、まず、避難所内の衛生環境の整備に努めることとして、アルコール消毒液、非接触型体温計、マスク等の備蓄を緊急的に行ったところであり、避難生活における飛沫感染を防ぐ観点から、パーティション1100台備蓄する予定である。

また、避難所を設営・運営する職員の方針として、本市独自に新型コロナウイルス感染症に伴う避難所運営方針を定めた。本方針には、発熱等の症状のある者及び濃厚接触者の対応として、専用スペースの確保や避難所内の3密を防ぐため、あらかじめ小中学校の体育館に加え教室等も避難所として使用できるよう定めている。

今後は、感染症予防のため、避難所に避難をせず、親戚や友人の家等への避難は密接を防ぐために有効な避難方法であるとされているため、広報紙、市ホームページ、平時に行われる防災講座等を通じて周知していく。

その他の質問項目

●新しい生活様式への周知とその取組について

●小中学校の長期休校後の取組について



古谷 孝
しきの会

緊急経済対策(新型コロナウイルス感染症関連)について

◎古谷孝議員

現在、給付金の窓口は、臨時特別定額給付金に関する窓口である新型コロナウイルス感染症臨時給付金室、生活困窮者の方に関わる住居確保給付金や生活資金、生活のための小口資金の貸付けを行う共生社会推進課の窓口、生活保護課の生活保護相談窓口がある。

3つの窓口の連携を確認したところ、例えば臨時特別定額給付金室の窓口に来られた方で、生活に困窮されている方に、住居確保給付金等の窓口にある連携を確認できたが、生活保護への取次ぎに関しては、あくまでも聞かれたら対応する、というように感じました。

現在、様々な給付金や助成金の経済政策がなされており、新規の政策だけではなく、既存の政策を迅速かつ適正に活用する必要があると考える。生活保護は市民生活の一番のセーフティ

ネットかつ、最も重要な社会的基盤であり、多くの方に役立てるような生活保護制度であってほしいと考えている。各種給付金相談窓口と生活保護相談窓口との連携についてどのような施策を取られているか伺う。

◎子ども・健康部長

新型コロナウイルス感染症臨時給付金室では、現在、主に特別定額給付金の事務を担っているが、もとの設置目的は、新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援制度について広く案内を行う窓口として設置したところである。このため、給付金室では、給付金以外にも生活が困窮しているような場合などには生活相談を、さらに生活が立ち行かなくなるような方に対しては、生活保護の制度を含め担当窓口を案内している。

それぞれの相談窓口では、各種制度の専門性から担当ごとに相談業務を行っており、これまでも関連する他の支援制度は相互に案内してきたが、このたびの新型コロナウイルス感染症に関する各種給付事業等は、さらなる情報連携により、適切な相談支援が行えるよう努めていく。

その他の質問項目

- 新型コロナウイルス感染症拡大状況下においての生活保護行政について
- NHK集金人の個別訪問について



水谷 利美
日本共産党

障がい者のガソリン券について

◎水谷利美議員

先日、障がいをお持ちの方から電話を頂戴した。ガソリン券を使って3千円分のガソリンを給油した際に、ガソリンのリッター数だけが表記され、単価が表記されないペーパーをいただいた。それを計算するとガソリン価格が非常に高い金額になっているということとで、大変驚いたということであった。

調査をすると、ガソリン券を使用する際は、志木市の公用車に給油するガソリン単価と同様とのことであり、その単価は毎年協定によって変わるということで、令和2年の単価はリッター145円であり、当時の販売価格は110円で障がいをお持ちの方が不満を持つのも当然と考える。

このガソリン券の制度は、いつからこのような内容になったのか、見直しをしてほしいと思うが、ご所見を伺う。

◎市長

本市では重度の障がいがある方の社会参加の拡大や経済的負担の軽減を図るため、自動車等燃料助成券(ガソリン券)、または鉄道・バス利用料補助のいずれかを選択をしてもらい、年間1万2千円分の助成をしている。

ガソリン券を使用する場合は、市と埼玉県石油業協同組合朝霞支部との単価契約による価格としているため、店頭表示価格との差異が生じている。

ガソリン券を、11リッターの給付券から1万2千円分の金券に変更した経緯は、ガソリン価格は原油価格の影響により大幅な変動が生じ、著しい増減が生まれるため、福祉タクシー利用券等の1人当たりの助成額との均衡を図る観点から、平成26年度より現在の助成方法に変更をした。

現在、原油価格が平成26年当時と比べ安価となっており、障がいがある方の負担軽減と社会参加の拡大を図る観点からも、ガソリン券については、年額1万2千円を上限とし、店頭表示価格で今後給油ができるよう見直しを図っていく。

その他の質問項目

- 子ども医療費助成制度について
- デマンドタクシーについて
- 一般国道254号バイパスについて
- 教育問題について
- GIGA(ギガ)スクール問題について



与儀 大介
志士の会

新型コロナウイルス感染症対策について

◎与儀大介議員

志木市で予算措置をしている、緊急店舗賃借料補助金及びイクアウト等事業転換補助金の現在の受給状況について伺う。特に、緊急店舗賃借料補助金については、国の持続化給付金を受給している方だけを受給対象としている理由について伺う。

持続化給付金は、今年創業した事業者は対象外となり、持続化給付金、緊急店舗賃借料補助金、そのどちらも受給することができない。併せて、持続化給付金は前年度同月比50%以上事業収入が減少していないと受給対象にはならない。

例えば、去年から今年にかけて事業拡大や新店舗開店などを行ってきた事業者は売上は増えても、純利益は減っているか横ばいということがある。また、緊急店舗賃借料補助金及びイクアウト等事業転換補助金が新型コ

ロナウイルス感染拡大を防止するため、原則郵送で申請を行うこととなっているが、オンライン申請ができないのか伺う。

◎市民生活部長

今回の緊急経済対策事業は新型コロナウイルス感染症拡大に対応する本市独自の経済対策として、特に大きな影響を受ける事業所に対し、事業継続を下支えすることを目的に実施するため、国の持続化給付金を受けていることを要件としている。

持続化給付金は、創業から間もない事業所の対象要件を見直しするなど、国において要件緩和が今後予定されていることから、本市の緊急経済対策の対象も同様に拡大を予定している。

なお、売上の減少が50%に満たない事業所への支援策は、事業所の資金繰り支援として、中小企業信用保証法に基づくセーフティネット保証に係る認定を市で行っているほか、営業自粛の影響が特に大きかった飲食店には、売上の減少幅を問わず、イクアウト等へ事業転換し、事業継続を図るための補助を実施している。

緊急経済対策事業の申請方法は、郵送を原則とし、申請と同時に請求を行っていたため、請求書に押印が必要であることから、郵送での申請をお願いしている。



多田 光宏
志士の会

シェアサイクル事業開始延期について

◎多田光宏議員

昨年12月から志木市内においてシェアサイクル事業が開始される予定であったが、事業開始直前に急遽事業が延期されることが市のホームページなどで発表された。その際の発表では、今後の事業開始の予定時期も未定であるとのことであった。

その後も、なかなかシェアサイクル事業が開始されず、事業に関して志木市側から、何らかの発表も全くない状況が続いている。半年以上が経過した現在においても、いまだに事業の開始もされない状況にある。

志木市でシェアサイクル事業を行う予定であった会社は既に朝霞市や和光市などでサービスを開始しており、なぜ志木市でこのように遅れてしまっているのかわからない。

そこで、シェアサイクル事業について、なぜ昨年12月の事業開始直前に

なつて急に延期されることになったのか、その経緯と理由、そして今後いつ頃になれば開始されることになる見通しなのか伺う。

◎都市整備部長

シェアサイクル事業は、民間活力を活用した事業形態により、昨年12月の事業開始に向け準備を進めていたが、開始直前になってシェアサイクル事業のハード面を担当している会社とソフト面を担当している会社との間で事業開始後の運営について合意を得られなかったという点があることから、このまま事業を始めることはできないとの申し出があり、急遽事業の開始を延期することとなったものである。

その後、両者の間で協議を重ねた結果、合意が得られたという報告があったことから、今後、市を含めた3者で改めて事業の開始に向けて準備を進め、シェアサイクル事業を展開していきたい。

その他の質問項目

●小中学校でのオンライン授業の導入について

●職員の在宅勤務について



岡島 貴弘
志士の会

新型コロナウイルス感染症 による影響などについて

◎岡島貴弘議員

現在のコロナ禍において、災害が発生し、避難所を開設した場合はどのように感染防止策を講じ、対応していくのか。また、現状市民が参加しての災害に対する訓練は難しい時期であるため、災害時のシミュレーションとして、新型コロナウイルスの状況下における避難所の運営訓練を実施し、受入れ人数の限界値の確認や、図面上や会議の席では気づくことのできない、現場でのリアルな課題の発見及び検証をしていただきたいと考えるが、ご所見を伺う。

また、ここ数年、自前のテント等を所持している家庭が増えてきている。このテントを震災時の避難に使い、学校の校庭や公園でのテント避難も有効ではないかと考えている。自前のテント等を持つている家庭にはテント避難を推奨することで、限られた体育館等のスペースを確保することにつながる

り、分散避難の実現にもつながると考えるが、ご所見を伺う。

◎総務部長

避難所における新型コロナウイルス感染症拡大の対策として、市独自の新型コロナウイルス感染症に伴う、避難所運営方針を作成し、全職員へ周知を行ったところである。

また、本方針の具体的な感染防止策として、避難場での受付時に検温を行い、発熱の症状等が発症している場合には専用スペースを確保することや、アルコール等による消毒の徹底や十分な換気を行い、避難者間の距離を2メートル程度確保することなどを定めている。

また、新型コロナウイルス感染症に感染するリスクを伴う避難については感染予防のため、避難所に避難しない考え方や、親戚や知人の家等に避難することや、公園等での私物のテントでの避難も有効であり、分散避難が密接を防ぐための有効な避難方法である。

今後は、広報紙、ホームページ、平時の防災講座等を通じて周知するとともに、現在まで避難訓練等ができなかったが、町内会や本市の地区災害対策本部員の訓練において新型コロナウイルス対策に対応した実践の訓練をしていきたい。

その他の質問項目

●公園などへの防犯カメラ設置について

令和2年第1回志木市議会臨時会議案等一覧及び審議結果

令和2年4月23日

議案等番号	件名	審議の結果	採決の状況
第29号議案	専決処分の承認を求めることについて（志木市税条例等の一部を改正する条例）	原案承認	全会一致
第30号議案	専決処分の承認を求めることについて（志木市都市計画税条例の一部を改正する条例）	原案承認	全会一致
第31号議案	専決処分の承認を求めることについて（志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原案承認	全会一致
第32号議案	志木市監査委員の選任について	原案同意	全会一致
第33号議案	志木市固定資産評価員の選任について	原案同意	全会一致
第34号議案	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	原案可決	全会一致
決議第1号	多田光宏議員に対する辞職勧告決議	原案可決	賛成多数

賛否の分かれた議案等の表決結果

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	討論
議員名 件名	岡島貴弘	与儀大介	多田光宏	天田いづみ	古谷孝	岩下隆	阿部竜一	今村弘志	河野芳徳	吉澤富美夫	西川和男	水谷利美	鈴木潔	安藤圭介	
決議第1号	反対	反対	※1	反対	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	反対	賛成	※2	反対（水谷） 反対（与儀） 賛成（岩下）

※1：3番 多田光宏議員は、当該議員のため除斥となり、表決に加わらず。 ※2：14番 安藤圭介議員は、議長のため表決に加わらず。
※3：多田光宏議員に対する辞職勧告決議は12ページに全文を掲載しています。

令和2年志木市議会6月定例会議案等一覧及び審議結果

令和2年6月3日～26日

議案等番号	件名	審議の結果	採決の状況
第35号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度志木市一般会計補正予算（第1号））	原案承認	全会一致
第36号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））	原案承認	全会一致
第37号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度志木市水道事業会計補正予算（第1号））	原案承認	全会一致
第38号議案	専決処分の承認を求めることについて（志木市税条例の一部を改正する条例）	原案承認	全会一致
第39号議案	専決処分の承認を求めることについて（志木市都市計画税条例の一部を改正する条例）	原案承認	全会一致
第40号議案	専決処分の承認を求めることについて（志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	原案承認	全会一致
第41号議案	専決処分の承認を求めることについて（志木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）	原案承認	全会一致
第42号議案	令和2年度志木市一般会計補正予算（第2号）	原案可決	全会一致
第43号議案	令和2年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全会一致
第44号議案	令和2年度志木市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全会一致
第45号議案	志木市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第46号議案	志木市手数料条例の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第47号議案	志木市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第48号議案	志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第49号議案	志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第50号議案	志木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第51号議案	工事請負契約の締結について	原案可決	全会一致
第52号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	原案可決	全会一致
第53号議案	令和2年度志木市一般会計補正予算（第3号）	原案可決	全会一致

決議を可決しました

令和2年4月12日執行の志木市議会議員一般選挙において、無所属で立候補した多田光宏議員が、「立憲民主党」と印刷した選挙活動用の車両を用意し、同党県連が「候補者擁立をしていない」とホームページなどで告知する異例の事態となったとの報道が令和2年4月6日になされた。

これを受け、志木市情報公開条例に基づき、同選挙の立候補届に提出した同議員分の選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラ、選挙公報掲載文原稿を情報公開請求したところ、各文書が公開された。

選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラとは、選挙運動のためのポスターやビラとして用いられるものである。また、選挙公報掲載文は、新聞折り込みや公共施設等において、選挙期間中に配布される予定であった選挙公報の原稿である。

いずれの文書も「立憲民主党」及び The Constitutional Democratic Party of Japan と記載された国政政党である立憲民主党のロゴと極めて類似したロゴが用いられている。また、同党のキャッチフレーズである「まっとうな政治」との記載がなされている。さらに、選挙公報掲載文の原稿には、立憲民主党「公認」とも記載されていた。

同議員は、国政政党ではなく、政治団体として総務省に確認したところ「希望の党」、「国民民主党」、「NHKから国民を守る党」と並んで「立憲民主党」も含めて4つの政治団体を、自身を代表者としてその他の政治団体として届け出をしていた。「希望の党」に関しては本年3月に解散したとのこと。同議員自身が代表をつとめる政治団体を記載し、また、公認と表記することが直ちに違法とは言えないものの、国政政党である立憲民主党と有権者が誤解をし、投票することも否定できず、選挙の公正を害する可能性がある。そして、これに対する多くの市民からは、市民を欺き当選しようとしたもの、志木市を任せる議員としてふさわしくないという声が多く寄せられている。

同議員の行為は、公人としての信用を失墜させ、市民への裏切り行為であることは明白であり、議会の品位を落としたものと言わざるを得ない。

以上のことから、事態の重大さを真摯に受け止め、自らの意思により市議会議員の職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和2年4月23日
志木市議会

議長交際費 (令和2年4月～6月分)

支出日	件名	支出額
5月22日	元町内会連合会会長 香典	10,000円
5月22日	元町内会連合会会長 生花	16,500円
6月30日	鈴木正人県議会議員 ご尊父香典	10,000円
6月30日	鈴木正人県議会議員 ご尊父生花	16,500円

※4月の議長交際費の支出はありませんでした。
※志木市議会ホームページでも、議長交際費を公表しています。
<http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/35.html>

令和2年9月定例会 会期日程(案)

月 日	会議の内容
8月28日(金曜日)	開会
9月2日(水曜日)	総括質疑
9月3日(木曜日)	総括質疑
9月8日(火曜日)	常任委員会
9月9日(水曜日)	常任委員会
9月10日(木曜日)	常任委員会
9月16日(水曜日)	一般質問
9月17日(木曜日)	一般質問
9月18日(金曜日)	一般質問
9月25日(金曜日)	閉会

※原則、午前10時開会です。(議場は市民会館2階フロアを一部使用し、会議を行います。)
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクの着用をお願いします。また、本会議や委員会の傍聴受付等に設置しております消毒液のご利用をお願いします。